**１　区域に係る基準**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 部位 | 適合状況 | 計画仕様 | 適合義務基準 |
| １形態 | ― | □ | ― | 通路を含み、通路に接する全ての建築物の敷地を含む一団の土地である。 |
| ２接道 | ― | □ | 接道長さ（　　　　　ｍ） | 区域が道路に２ｍ以上接する。 |
| ３敷地 | ― | □ | ― | 原則、各敷地が通路に２ｍ以上接する。 |
| ― | □ | ― | 敷地を細分化していない。 |

**２　区域内の建築物に係る基準**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 部位 | 適合状況 | 計画仕様 | 適合義務基準 |
| １用途 | ― | □ | 用途一覧建築物１：（　　　　　）建築物２：（　　　　　）建築物３：（　　　　　）建築物４：（　　　　　）建築物５：（　　　　　） | 用途が次のいずれかである。⑴　住宅（住宅宿泊事業の用に供する住宅を除く。以下同じ。）⑵　住宅で延べ面積の２分の１以上を居住の用に供し、かつ、特定用途を兼ねるもの。（特定用途に供する部分の床面積の合計が５０㎡以下に限る。）⑶　住宅に付属するもの※１ |
| ２規模 | ― | □ | ― | 階数が地上２階建て以下である。 |
| ― | □ | 計画容積率：　　　　％容積率上限：　　　　％ | 区域を一の敷地とみなして容積率の規定に適合する。 |
| ― | □ | 計画建蔽率：　　　　％建蔽率上限：　　　　％ | 区域を一の敷地とみなして建蔽率の規定に適合する。 |
| ― | □ | 延べ面積合計：　　　㎡ | 区域内の建築物の延べ面積の合計が１，０００以内である。 |

※１　令第１３０条の５に定めるもの（６００㎡を超える車庫など）を除く。

**３　建替え建築物等に係る構造に関する基準**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 部位 | 適合状況 | 計画仕様 | 適合義務基準 |
| １構造 | 外壁及び軒裏 | □ | 該当建築物⑴（　　　　　　　　）⑵（　　　　　　　　） | ⑴　新築をする場合：延焼のおそれのある部分及び通路に面する部分を防火構造とする。⑵　増築又は改築をする場合：増築又は改築に係る部分のうち（大規模修繕等を行う場合は、当該部分を含む。）延焼のおそれのある部分及び通路に面する部分を防火構造とする。 |
| 開口部 | □ | 該当建築物（　　　　　　　　　） | 延焼のおそれのある部分及び通路に面する部分に２０分間防火設備を設ける。 |

**４　建替え建築物等以外の建築物に係る構造に関する基準**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 部位 | 適合状況 | 計画仕様 | 適合義務基準 |
| １構造 | 外壁及び軒裏 | □ | 該当建築物（　　　　　　　　） | 大規模修繕等をする場合は、当該部分のうち延焼のおそれのある部分及び通路に面する部分を防火構造とする。 |
| 開口部 | □ | 該当建築物（　　　　　　　　） | 大規模修繕等をする場合：延焼のおそれのある部分及び通路に面する部分の外壁の開口部に、２０分間防火設備を設ける |

**５　通路に係る一般基準**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 適合状況 | 計画仕様 | 適合義務基準 |
| １形態 | □ | ― | 各建築物（道路に接する敷地内のものは除く。）の敷地から、区域が接する道路まで通じる。 |
| □ | ― | 終端が区域の境界線に接する。 |
| □ | 該当仕様（ ⑴ 、 ⑵ ） | 次のいずれかに該当する。⑴　建築物の敷地から区域が接する複数の道路等又は通り抜け通路へ通じる。⑵　各建築物から区域が接する道路へ至る経路が２以上ある。 |
| □ | 最長距離：　　　　ｍ該当仕様（ ⑴ 、⑵ ）⑵アに該当する建築物（　　　　　　　）⑵イに該当する建築物（　　　　　　　） | 次のいずれかに該当する。⑴　各敷地から、通路又は通り抜け通路を介して道路等へ至る歩行距離は３５メートル以内である。⑵　建替え建築物等及び大規模修繕等を行う建築物が次のいずれかに該当する。ア　火気の使用がないイ　耐火建築物又は準耐火建築物 |
| □ | ― | 道路等の一への経路は、通路の屈曲する角、分岐点等が１以内である。 |
| □ | ― | 道路に接続する部分に、通路の名称及び対象区域内の通路と建物の配置図を示した銘板を設置する。 |
| ２主方向経路 | □ | 幅員：　　　　　ｍ | 幅員が１．２メートル以上ある。（区域内に表２　１⑵の用途の建築物がある場合は、１．５メートル以上） |
| □ | ― | 門扉等の設置がない。ただし、道路等との境界に設けられるもので避難上支障のないもの（施錠装置付きの戸等除く。）を除く。 |
| □ | ― | けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がない。 |
| ３副方向経路 | □ | 幅員：　　　　　ｍ | 幅員が０．９メートル以上である。 |
| □ | ― | 門扉等の設置がない。ただし、道路等又は通り抜け通路との境界に設けられるもので避難上支障のないものを除く。 |
| □ | ― | けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がない。 |
| □ | 幅員：　　　　　ｍ | 通り抜け通路は、次のすべてに適合する。⑴　所有者に通行の同意を得ている。⑵　幅員が０．９メートル以上である。⑶　形態及び構造は、避難上支障がないものである。 |

**６　安全上及び防火上の基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 建築物に係る基準 | 通路に係る基準 |
| 適合状況 | 適合義務 | 適合状況 | 努力義務 | 適合状況 | 適合義務 | 適合状況 | 努力義務 |
| 出火防止性能 | □ | ⑴　漏電ブレーカー及び感震ブレーカーを設置する。 | □ | ⑴　火気を使用しない、又は火気使用室の壁及び天井の仕上げは不燃材料である。 | ― | ― | □ | ⑴　可燃性の物品を存置しない。 |
| □ | ⑵　居室（火気使用室を除く。）の壁及び天井の仕上げは難燃材料である。 |
| □ | ⑶　居室から地上までの避難経路の壁及び天井の仕上げは準不燃材料である。 |
| □ | ⑷　就寝室の寝具類は、防炎性能を有する。 |
| □ | ⑸　火気使用室の排気ダクト等は、自動消火装置のある火炎伝送防止装置を設ける。 |
| □ | ⑹　防炎対象物品は防炎性を有する。（用途が表１の１の項⑵又は⑶に該当するものに限る。） |
| 火災感知・初期消火 | □ | ⑴　住宅用防災警報機器等を設置する。 | ― | ― | □ | ⑴　非常ベルを設置する。 | □ | ⑴　消火バケツを設置する。 |
| □ | ⑵　住宅用防災警報機器等は通路へ報知する機能等を有する。（建替え建築物等及び大規模修繕等又は用途を変更する建築物に限る。） | □ | ⑵　消火器を設置する。 |
| □ | ⑶　ガス漏れ警報器等を設置する。 |
| □ | ⑷　消火器を建築物の階ごとに設置する。特定用途に供する階に設けるものは、住宅用消火器以外である。 |
| □ | ⑸　固定電話付近等に119番通報要領を常備する。 |
| 避難安全 | □ | ⑴　寝室に携行用電灯を設置する。 | □ | ⑴　避難はしごを設置する。 | □ | ⑴　道路等、通り抜け通路との境界に門扉等がない、又は避難口誘導標識を設置する。 | □ | ⑴　幅員が１．５ｍ以上ある。 |
| □ | ⑵　道路等又は通路に面して出入口がある。（建替え建築物等及び大規模修繕等又は用途を変更する建築物に限る。） | □ | ⑵　居室から地上までの避難経路に足元照明等を設置する。 |
| □ | ⑵　各敷地から直接道路が見通せる。 |
| ― | ― | □ | ⑶　建替え建築物等に、消防法令上の無窓階がない。 | □ | ⑵　直接道路等又は通り抜け通路が見通せる、又は通路誘導標識を設置する。 | □ | ⑶　ﾎﾟｹｯﾄﾊﾟｰｸを設置する。 |
| □ | ⑷　建築等を行う部分の外壁及び軒裏で通路に面する部分が準耐火構造である。 |
| □ | ⑷　外灯等の照明を設置する。 |
| 自衛消防消防支援 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | □ | ⑴　屋外消火栓設備を設置する。 |
| 衛生対策 | ― | ― | □ | ⑴　外壁後退あり。（通路の中心線から１階で１．５メートル以上、２階で２メートル以上。） | □ | ⑴　路面を舗装する。 | ― | ― |
| □ | ⑵　排水措置を講じる。 |
| □ | ⑵　門及び塀は、通路の通風に配慮している。 |
| □ | ⑶　建築物の各部分の高さは、通路反対側の建築物の外壁面までの水平距離に１．５を乗じて得たもの以下。 |
| 都市火災の防止 | ― | ― | □ | ⑴　袖壁、うだつ、防火壁その他これらに類する延焼を防止するため措置を講ずる。 | ― | ― | ― | ― |
| 通路環境の保全・向上 | ― | ― | □ | ⑴　区域から通路を除き容積率の規定に適合する。 | ― | ― | □ | ⑴　通路の舗装は、区域内の建築物と調和する意匠とする。 |
| □ | ⑵　区域から通路を除き建蔽率の規定に適合する。 |
| □ | ⑶　通路に面する外観は、区域内の他の建築物と調和する意匠とする。 |